

平成 27 年度戦略的 MICE 誘致促進事業プロモーションツール作成
「コンgresバッグ」製作業務仕様書

平成 27 年 12 月

1. 総則

1.1 業務の件名

「平成 27 年度戦略的 MICE 誘致促進事業プロモーションツール作成 コンgressバッグ製作業務」(以下「本業務」という。)とする。

1.2 仕様書の目的

本仕様書は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下「OCVB」という。)が受託事業者に委託する本業務に関する仕様を示すものとする。

2. 業務概要

2.1 業務の目的

歓迎支援事業での提供、MICE 商談会やセミナーへの出展参加等セールス活動を行う際に、ビジネスシーンで活用でき、かつ、沖縄の魅力を視覚的に PR できるようなコンgressバッグを製作する。

2.2 製作物の規格

本仕様書が規定する業務委託の製作物は次のとおりとする。

- (1)品名 :コンgressバッグ
- (2)部数 :10,000 部
- (3)サイズ :横 260mm×360mm×マチ 100mm、ラミネート加工、ハッピータグ付き
- (4)側面 :沖縄県、OCVB の各事務所・事業所の連絡先と県内の主なコンベンション施設として万国津梁館、沖縄コンベンションセンターを紹介する欄(両方写真付)を掲載すること。
- (5)デザイン:「Be. Okinawa」のデザインの中から OCVB が指定した 1 種類
- (6)タイトル :「Be. Okinawa」のデザインにサブタイトルで「Resort & MICE Island OKINAWA」を入れること。
- (7)データ :デザインの両面とも全て OCVB より提供

※印刷の際にレイアウト調整及び簡易な修正が入る場合は、OCVB と協議のうえ決定する。

2.3 スケジュール

受託事業者は以下の内容にて受託内容の実施及び成果物等の納品を行うこと。また、分納に関して OCVB と調整すること。

納品期限: 平成 28 年 2 月 5 日(金)迄

2.4 瑕疵担保責任

OCVB への引き渡し日から起算して 1 年の間、成果物に瑕疵があるときは、受託事業者は無償で当該成果品の修補を行うこと。

2.5 著作権・特許等

- (1) 受託事業者は、本業務で作成された成果物に関し、すべての著作権(財産権)を、OCVB に無償で譲渡するものとする。ただし、委託前から受託事業者の構成者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は事前に OCVB の承諾を得るものとする。
- (2) 受託事業者は、OCVB の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 20 条に規定されている権利を行使することができない。
- (3) 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含めすべて受託事業者において責任を負うものとする。
- (4) 著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。

以上